越谷市市民活動支援課ツイッター利用規約

(趣旨)

第1条 この利用規約は、越谷市市民協働部市民活動支援課(以下「市民活動支援課」という。)が運用する、越谷市市民活動支援課ツイッター (以下「本ツイッター」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(発信主体及び運用管理者)

第2条 本ツイッターの発信主体は市民活動支援課とし、運用管理者は、 市民活動支援課長とする。

(発信する情報)

第3条 本ツイッターの発信内容は、越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業実施に関する情報等とする。

(対象アカウント)

- 第4条 利用規約の対象とする本ツイッターアカウントは、次のとおりと する。
 - ⑾ アカウント名:shikatsu_koshi
 - (2) URL: https://twitter.com/shikatsu koshi
 - (3) 名称:越谷市NPO等支援

(発信時間)

第5条 本ツイッターの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5 時15分までとする。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限 りでない。

(運用方法等)

- 第6条 本ツイッターの利用者は、この利用規約に同意したものとみなす。
- 2 本ツイッターの発信に対するコメント等については、回答しないものとする。ただし、業務上関係が深いと認める団体、組織等に対しては必要に応じて個別にコメント等の対応をするものとする。

- 3 本ツイッターのシステム運用状況、ソフトウェア・アプリの機能、利用方法等の技術的な問合せについては、回答しないものとする。
- 4 本ツイッターの運用方法は、予告なく変更をする場合があるものとする。

(禁止事項)

- 第7条 本ツイッターは、利用者による次の各号に掲げるコメント等を禁止し、運用管理者がこれらに該当するものと認めるときは、利用者に断りなく、当該コメント等の全部又は一部を削除するものとする。
 - (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
 - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権等、市又は第三者の知的財産権を侵害する もの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなどプライバシーを害するもの
 - (10) 有害なプログラム等
 - (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
 - (12) その他運用管理者が不適切と認めるもの

(個人情報の取り扱い)

第8条 本ツイッターにおける個人情報の収集、利用及び管理は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適切に行うものとする。

(知的財産権)

- 第9条 本ツイッターに掲載している個々の情報に関する知的財産権は、 越谷市に帰属するものとする。
- 2 本ツイッターの掲載内容は、私的使用のための複製や引用等著作権法 上認められる場合及び越谷市クラウドファンディングによるNPO等支 援事業を広く周知することを目的とする場合を除き、無断で複製又は転 用してはならない。

(免責事項)

- 第10条 越谷市は、利用者が本ツイッターの掲載内容を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負わない。
- 2 利用者間又は利用者と第三者のトラブルにより、利用者又は第三者に 生じたいかなる損害についても越谷市は一切責任を負わない。
- 3 前2項に規定するものの他、本ツイッターに関連する事項により利用 者又は第三者が被った損害について、越谷市は一切の責任を負わない。 (利用規約の変更)
- 第11条 市は、この利用規約を予告なく変更することができるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか当インスタグラムの運用等について 必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附則

この利用規約は、令和4年8月16日から施行する。

附則

この利用規約は、令和5年4月1日から施行する。